

隅田八幡神社人物画像鏡銘文の再検討

堀 大介

〔抄録〕

隅田八幡神社人物画像鏡の銘文に関する七三本の論文・論考を取り上げ、銘字の比定を中心に研究史を整理した。四八文字について先学の成果を踏まえ、銘字の分析と他の書体との比較から、従来の誤字を前提とする読み方に対して異論を唱え、一部の画を略した異体字、あるいは行書・草書の影響を受けた文字で、正確に記されていることを明らかにした。また銘文全体は五文字のまとまりを意識し、本来五〇文字で構成されていたが、鏡の製作過

程で「作」「也」の脱字が生じた可能性を考えた。それらを踏ま

えた読み下し文については、二つの「所」を仮借とする見解、

「所白」とする読み方で大きく二パターンを考えたが、「予」

(私)と「此竟(鏡)」の文脈を重視し、銘文の主語は一貫して

斯麻とした。

キーワード 人物画像鏡、銘字、異体字、略字、仮借

はじめに

隅田八幡神社人物画像鏡(以下、隅田八幡鏡と略する)は和歌山県橋本市の隅田八幡神社が所蔵する国宝の鏡で、鏡の外区に記された銘文は「□未年八月□十□王□□弟王在意柴沙加宮時斯麻念□□遣□中費直穢人今州利二人□□白上同二百□□此竟」(異論が多い文字は□

とする)の四八文字である。銘字の比定と銘文の訓読、その歴史的解釈については大正時代から現在に至るまで一一〇年の長きにわたり議論があり、正面からあるいは何らかの形で取り上げた論文は七三本を数え、関連する論考や博物館の展覧会図録も含めると、その数は膨大である。すべてを扱うのは難しいため、本稿では主要な論文・論考を中心に研究史を整理し銘字を判読したうえで、いくつかのパターンの

読み下し文を提示する。なお銘文の歴史的解釈と鏡の製作にかかる考古学的知見を踏まえた議論については紙幅の関係で別稿に譲る。

一 研究史と問題点

(一) 整理の方法と方針

研究史の整理にあたり隅田八幡鏡について正面から取り組んだ論文、部分的であれ重要な指摘がなされた論文、同じ研究者でも見解の変更がなされた論文を中心に短い論考も含めて管見の及ぶ限り収集した。

ここでは七三本を対象とし、研究者の見解がひと目で分かるように一覧表にした（第1表）。横軸には発表の古い順に研究者の見解を時系列で並べ、1〜73の番号を注1の文献と対応させた^①。縦軸には「矣」の銘字を①、「竟」の銘字を②として便宜的に配列した。不明確な文字は□で表記し、他の文字の可能性がある場合は備考に付した。称号・尊称を含む人物名についてはゴシックで示し、連続する人物名で区別できない場合、文頭・文尾の認識が他と異なる場合には間に横線を入れた。隅田八幡鏡に関する論文・論考は多く、銘字の判読と読み方に関する見解は多様である。銘字に登場する人物の比定とその歴史の解釈も含めると見解は多岐にわたるため、ここでは銘字の判読などを中心に研究史を整理する。

(二) 研究史

第1表をもとに、銘字を一文字あるいは用字のまとまりで整理する。

①については「矣」「癸」「矣」と読まれる。「癸」とする場合、「矣」を誤字（44・45・48・69・72・73）とする見解、「矣」を「卍」と表記し「卍」を「△」とするのを根拠に異体字とする少数見解（54）がある。「癸」と読めば異論のない②の「未」との関係から「癸未」（1〜41・43〜62・64〜73）の干支となり、暦年代としては三二三年（1）、三八三年（1・10）、四四三年（11・17・19・20など多数）、五〇三年（7・9・12〜14など多数）、六二三年（6・21〜23）とする説がある。一方で「矣」と読んで文尾ととらえると、③の「年」との関係から「未年」（42・63）の十二支のみとなり、暦年代としては四九二年とする説がある（63）。③は「年」と読むことが多いが、「旨」（50）と「与」（61）とする少数見解はある。「八月」は異論がないが、④〜⑥は異論が多い。「日十」と読んで「十日」の誤字とする見解（6・8・21・51）、誤字と認めず「日は十」と読み下す見解（22・26・33）がある。「十」を記号と考えて銘文の区切りとする少数見解があり（9・28・41）、その場合は①〜⑥の「癸未年八月日」を文尾に置くことになる。

⑧は「大」「六」、⑨は「王」「三」と読まれる。「六」「三」と読むのは少数で、その場合は「十六」を日付とみる見解（1・3〜6・13・37・49）、「三年」を年代とみなす見解（13・49）がある。「大王」と読むのが一般的で、その場合は⑥・⑦を王名とみることが多い。⑩を「日」とすれば「日十」（11・12ほか多数）、「日」とすれば「日十」（30・34・38・44・52・56・59・68・70など）となる。読み方としては「日十」がジジュウ（11）・ヒソ（12・47）・ヒト（35・36・

43・47・57)、「日十」がラズ・ラジ(30)・ラハセ(38)・ラシ(44)・48・52・65)・ラケ(58・68)など様々である。また「十」を「丁」(23)「下」(25)と読み、クサカ(19・25)・ヒノモト(23)とする見解、「計」の略字とみなす見解(58・62)、⑥までを日付ととらえ「十大王」をトウツと読む見解(20)もある。他に「大王」である「年男弟王」とする見解(9)、同じく「大王」である「年□□王」とする見解(69・72)がある一方で、「大王」と読まず「王」のみと考へ、「壬年□弟」(1・5)、「壬年□弟」(37)、「与孚弟(トフオト)」(61)という王名と考へる見解もある。

⑩は「年」と読むことが多く、「與」(11)・「侯」(28・41)・「与」(45)・「旨」(50)の少数見解はある。①〜⑦を年月日ととらえ「大王」とする場合、⑩を「年」「旨」などの一字表記の大王名とする見解(35・50)、「大王侯」としてオオキミと読む見解(28・41)がある。⑫・⑬を「弟王」と読むのに異論は少ないが、その上の⑪に関しては「男」(7ほか多数)・「乎」(24・29・42・49・50など)・「孚」(34・65・70・73)・「予」(62・68)など異論は多い。⑪と⑫を王名とみるのが一般的で、読み方としては「男弟」をヲオト(7・12・31・39)・オウト(26)・イロト(11・40)・イロド(60)・ダンテイ(47)・67)、「乎弟」をオオト(53・54)、「孚弟」をホド(30)・フト(44)・48・52)・フテ(73)などがあり、人物の比定に影響を及ぼす。⑩を「與」「与」と読んで「大王」と「王」を並列させる見解(11・17・45・63)と「与」を王名の一部とする見解(61)がある。なお⑭〜⑲については異論が少なく、「在意柴沙加宮時」と読まれる。

⑳〜㉔は「斯麻念長」と読むことに異論は少ないが、次の㉕は「奉」(1ほか多数)・「寿」(7ほか多数)と読むことが多く、「泰」(35・38・58)・「彦」(10)と読むのは少ない。「奉」と読む場合、「斯麻」を人名ととらえ「念長奉」に分け、「斯麻が長奉を念じ」となる(14ほか多数)。他に「斯麻念長」(1・2・6・9など多数)を人名としてシマネノオサ(37・49)、シマネノネナガと読む見解(32・33)、㉕を「彦」と読んで「斯麻念長彦」を人名とする見解(10)がある。㉖は「遣」と読まれるが、「貴」とする少数見解(49)はある。㉗は「開」と読まれるのが一般的で(1ほか多数)、「辟」(38・58)・「陽」(49)・「歸」(56・59・62・68)とする少数見解はある。㉘を「中」と読むのは異論がないが、㉗との組み合わせで読み方としては「開中」をハルナカ(1)・カワチ(7ほか多数)・ペチュウ(44)・ヘチュウ(58)、「辟中」をヘチュウ(58)、「陽中」をヨナ(43)、「歸中」をキ(59・68)などがある。「開中」を大阪の河内と関連させることが多いが、「歸中」を和歌山の紀とする見解(56・59・62・68)もある。

㉙・㉚は「費直」と読まれるが、㉙を「弗」「見」の別字(49)、㉚を「重」とみる少数見解(24)はある。「費直」とすればアタヒ・アタヒ(56)、コオリチカ(44)、ホチ・ホチキ(58)などの読み方がある。アタヒ・コホリチカであればカバネ(姓)(56)、コホリチカであれば官人・將軍などの称号(34)、ホチ・ホチキであれば人名(58)につながる。㉛〜㉝は「穢人今州利」と読むのに異論はないが、「穢人」を「今州利」に伴うものか(1・4・5・10・11など)、その前

の「□中」に伴うものか（7・12・13・25・26など）見解は分かれる。前者であれば「穢人」は人名になるが、後者であれば「穢」は朝鮮半島の地域名で出自を示し「穢」の「人」となる。その関連で「穢人」ととらえると「今州利」はコンツリ（44）・コムツリ（52・58）と読み、中国風の氏名とする解釈につながる。

③⑥・③⑦は「二人」と読むのに異論はない。③⑧は「等」（1・3ほか多数）と「尊」（24・29・43・44・48など）と読まれる。「等」であれば二人以上の人数を示し、「尊」であれば二人の重臣・高官（44・48）などと解される。④⑩～④④は「白上同二百」と読むのに異論はなく、「同」は銅の略字と考えられた。その関連で④⑤は「早」と読み、「桿」の略字（32・33・44・64）、「鐸」の略字（40）で「二百」との関係から材料である銅の量を示す単位とされる。「桿」については銅地金の延棒の単位（本数）とする見解（44）、「桿秤（さおばかり）」での計測に由来する見解（50）がある。他に「卑」（6）と「畢」（68）とする少数見解があり、「畢」は「所白」との関係で考えられた。③⑨は「取」と読まれるが（1・3・4ほか多数）、「所」と読む見解（6・15・16・18ほか多数）もある。「取」であれば「白上同二百早を取」と読み下し、「所」と読むものの「取」の誤字と考える見解（39・44・48）がある。また「白」との関係から「所白」で「上」を動詞とみて「白す所」（44・48・52・68など）と読み下す見解、「将」（もちいる・もつ・もつていく）の仮借として「同二百早を所て」と読み下す見解（50・54）がある。④⑦と④⑧は「此竟」で異論はなく、「竟」は鏡の略字と考えられている。

④⑥は「作」（1・3ほか多数）と「所」（2・15ほか多数）と読まれるが、「取」とする少数見解（51・68・70）はある。「所」と読みながらも「作」の誤字とする見解（39・43）、「所」を「作」の仮借として「所（作）らしむ」と読み下す見解（44）、同じく「作」（人為を加える・つくる）の仮借とする見解（50）、「所」と「此」の間に「作」が抜けた脱字とみる見解（48）がある。他に「取」と読む点に関しては『広雅』釈詁三の「取為也」から「為」（つくる）の意をとって「つくる」とする見解（51）、神前に誓うという意味をもたせた見解（68）がある。なお④⑧の「竟」（鏡）の下部に重なるようにして「・」があり、銘文の区切りと考えられ、「癸未年」と読む根拠ともなっている。

（三）問題点と本稿での視点

ここまで銘字一文字単位あるいは用字のまとまりごとに判読を中心に研究史を整理し、一部重要な点については読みなどを付した。簡単には見解を概括できないが、問題点として以下に五点をまとめる。

第一点は鏡の製作者側が銘文の作成にあたり、文字に詳しくなくそもそも間違えて記していたのか、文字のことを熟知し正確に記していたのか、もともと銘文は正確に記されていたものの工人が彫り込む際に誤って記したのか、いくつかのパターンが想定できる。もし間違えば誤字として他の字への読み替えが容易になるが、正確であれば銘字がどの異体字に相当しどう略したのか、他の書体の可能性はないのかを詳細に検討する必要がある。

第二点は第一点から派生する問題で、かりに誤字を認めず正確に記された場合、銘文全体の文脈を踏まえ、その文字が仮借か否か、脱字も認めて読むかである。これは銘文を構成する文字の単位とも関係している。大野晋によると江田船山古墳鉄刀の銘文は四・六体を基調とした漢文風で、稲荷山古墳鉄剣の銘文は五・七体を基調とした和文風だとい^②う。本鏡もこれらを想定し、銘文全体の構成を考える必要がある。

第三点は銘文の始まりについてである。④⑧の「竟」（鏡）の下部に配される瘤状の「・」を銘文の区切りと認めて文尾ととらえるか、それとも⑦の「十」を記号・符号と認め⑧・⑨を銘文の始まりとし、「癸未年八月日」を文尾に置くかである。①の「矣」を助辞の「矣」と読めば文尾に置くことになるが、「癸」とすれば「癸未」で読むことになる。銘文の主旨を理解するうえで、その始まりを明確化する必要がある。

第四点は字音・字訓の問題である。文献史学者の多くは「日十」をヒト・ヒソ・ヲハセ、「十」をトウ、「男弟」をヲオト・オオト・ヲウト、「孚弟」をフト・ホドなどと音訓交用で読むが、『日本書紀』の資料などをもとにした各研究者の歴史的解釈が前提となつて展開している場合が多く、「意柴沙加」「斯麻」などの表記、有銘刀剣の事例を踏まえると、国語学者らが述べるように一貫して一字一音を原則とした音仮名、字音表記で解釈する必要が出てくる。

第五点は第三点から派生するもので、「年」との関係から「癸未」あるいは「未」という干支とらえた場合、その暦年代の比定と鏡の製

作時期の問題である。「癸未」であれば四四三年・五〇三年・六二三年などの年代に比定できるが、「未年」とすれば年代の選択肢は増えることになる。これについては考古学の成果を踏まえて鏡の製作時期の観点から年代を限定していく必要がある。

以上、五点の問題点をあげた。一から三までは銘字の判読に関わる部分であるが、四と五はその後の銘文に登場する人物の比定とその歴史の解釈に関わる。とくに「費直」をカバネとするかは制度史の問題と関係し、「癸未」をどの暦年代に比定するかによつても影響する問題で、鏡の製作にかかる考古学の成果を踏まえたうえで考える必要がある。これらを加味すると、さらに派生する多くの問題点が浮き彫りになるだろう。このような多様な見解と膨れ上がる問題点の要因について、石和田秀幸は「単独の研究者による散発的な検討からくるもの」で、「隅田神社鏡に影響を与えた文字文化の実体は、歴史学（中国六朝の文書様式や権衡制度）や考古学（鏡の鋼材の分析）、文学（鏡銘に使われた語句の典故と訓詁）・語学（朝鮮漢文語法や異体字）などを総合した視点によつてはじめて得られる」とし、「学際的な多角的な共同研究がいつそう必要になる」と述べる^③。

本来ならば学際的な視点により検討するべきであるが、その前にすべきは、先学の成果をもとに現時点での到達点と一定の方向性を示すことである。本稿では先学の成果をもとに銘字分析を主とし、判読に関わる一点から三点の問題点を中心に検討する。

二 銘字の検討

(一) 銘字分析の方針

まず判読にあたり個々の銘字が何かを確定させることが重要で、歴史的解釈の前提となる作業である。こと銘文に関しては研究史で触れたように多様な見解が提示されており、一筋縄ではいかない。それは銘字に単なる異体字では理解できない別の要素が含まれているからである。笠野毅は銘の書体について「篆書でも、本格的な隷書でもないこと、明らかである」、「楷書に近い」、「行・草書的な要素も（中略）認められ、隸・楷書では直角に曲がるべき筆画がまる味をもつことを考えると、隷書の簡略体の風がある」とし、「草隷書的な要素を取り込んだ楷書体」で、「文字またはその一部が左右逆になったものが多い」と述べる。⁽⁴⁾これは重要な指摘であり、楷書をベースに篆書・隸書・行書・草書の要素を取り込み、かつ誤字・略字・左文字を含むため、その解読を困難にしているといえる。

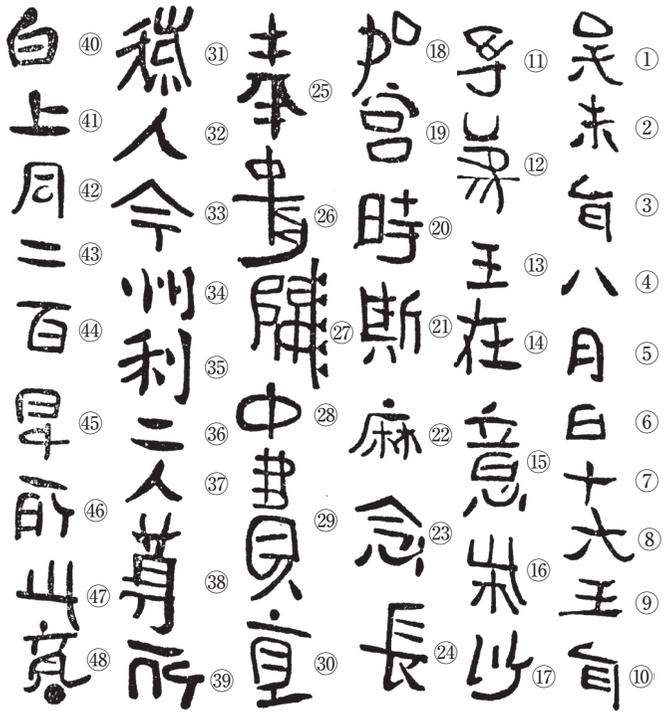
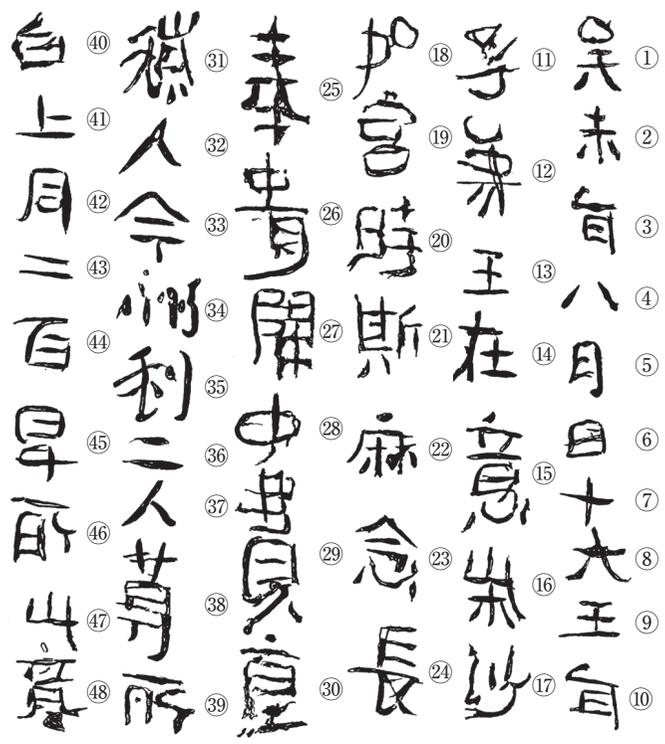
その対局ともいえるのが篠川賢の見解で、銘文について「左右が逆になった文字（左文字）や明らかに誤ったとみられる文字が含まれており、文字の大きさも一定していない」とし、「隅田鏡の製作者が文字を知らなかった可能性が考えられるのであり、本来銘に記すべき文章（あるいは本来銘に記されていた文章）が、鏡を製作するにあたって正しく鑄出されなかったということも考慮しなければならない」と述べる。⁽⁵⁾また坂元義種は「銘文解釈の第一歩は、そこに記されているものがなんという文字なのかを明らかにすることであり、銘文解釈上、

その文字をなんという文字に置き換えるべきかなどということとは、その次の段階である。両者を混同した釈文を作るべきではない」と述べる。⁽⁶⁾ここでは、これらの見解をもとに文字を熟視して辞書・字典類を積極的に活用し、正確かつ丁寧に判読することを重視する。⁽⁷⁾誤記か否かの判断は次段階で、これらの作業を経たうえで考えることにする。

次に銘文の始まりの特定である。「□（癸・矣）」を「癸」として「癸未年」とみる見解が一般的であるが、井本進は「十」を句読点として「癸未年八月日十」を「竟」のあとに位置づけた。⁽⁸⁾古江亮仁も「+」を符号・記号の一種とみて井本と同じような文体を考えた。⁽⁹⁾その一方で森幸一は「竟と矣の間に疣があり、これは文字のずれでもなければ傷でもなく、母型に彫り込んだもの」と述べる。⁽¹⁰⁾銘字を熟視すると「竟」と重なるように「・」印が認められる。これは明らかに区切るために置かれたと考えられるので、ここでは「□（癸・矣）」が始まりで「竟」を最後の文字と考える。それでは銘文の前半と後半の都合二つに区切ったうえで銘字を検討する（第1図）。

(二) 前半部(①)～(24)の検討

①・② ①はそのまま書き出すと「矣」あるいは「矣」のようで、どちらかかといえば「△」と「天」との組み合わせに近い。これまで「矣」「癸」と読まれるが、銘字の「天」部分の右側の払いの状況から左文字であり、その形状から語の終わりに置かれる助辞の「矣」に近い。森幸一は『十體字範』の事例から「矣」の左文字であるのは明らかで、「竟と矣の間に疣があり、これは文字のずれでもなければ傷



第1図 隅田八幡神社人物画像鏡の銘文

でもなく、母型に彫り込んだ」ことから銘文の区切りとみて「癸」の誤字と考えた^①。

②は「未」と読むのに異論はないので、その組み合わせから「癸」の可能性が高い。つまり「癸」のところを「矣」と記したとすれば誤字という理解になり、銘文を判読するうえで重要な判断材料となる。しかし偏の略字ととらえると誤字ではなくなる。坂元義種は「癸」の表記で「矣」とする事例は確認できないが、「𠄎」を「𠄎」と表記する

異体字があり、さらに「𠄎」を「△」とする字形があるという^②。したがって複雑な「𠄎」の偏を記すにあたり「△」と省略したことは充分に考えられる。ここでは「矣」の異体字や誤字ではなく、「△」を「𠄎」の略字ととらえ「天」との組み合わせで「癸」と判断して異体字の一種ととらえておく。

③ 「年」と読まれるが、⑩も含め「旨」とする少数見解はある。銘字を熟視すると、「𠄎」のすぐ下に「日」のような字を配し、「日」

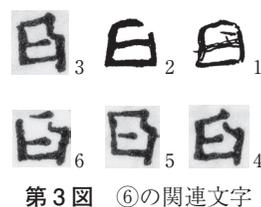


第2図 ③・⑩の関連文字

の右側の縦棒が上下に伸び、その上方が「厶」に接している。『漢魏六朝碑刻異体字典』の「年」を参照すると、真ん中の縦画より右側に横画の多くが突き出ており、本字のような事例は確認できない。似た字体を採すと、むしろ「旨」に近い（第2図3）。しかし「日」の右側の縦棒

は上下に突き出ず「日」の字で完結し、「日」は中央に配される傾向にあるので、「旨」とは考えにくい（第2図1）。水野祐は『朝陽字鑑精萃』の「年」を取り上げ、「徐君年印、楊年印に見る如き篆書の上及び右側を省略した左文である」と考えた（第2図4・5）。しかし、これが左文字だとしても銘字の「年」とかけ離れている。他に『隸書大字典』『漢魏六朝碑刻異体字典』などで類字を探したが、同じ字形は確認できなかった。ただし『草字編簡編』にある「年」の「年」に注目すると、崩し方から「日」のようにも見える（第2図6）。したがって、この銘字は篆書・楷書や異体字ではなく、「年」を行書・草書風に崩した字形をもとにしたと考えられる。

④・⑤ ④は「八」、⑤は「月」と読むことに異論はない。
⑥ 「日」と読むことが多いが、「日」「白」とする見解はある。銘字を熟視すると、右上の角あたりが不鮮明で欠損して見える（第3図1・2）。製作時の傷あるいはミスなのか、それとも意図的に施したのが争点となる。前者であれば銘字は文字の意を理解しないで記さ



第3図 ⑥の関連文字

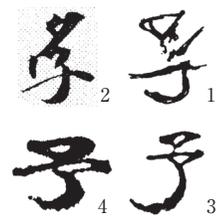
部』については一二四五年刊行の初期禅宗資料として貴重なもので、唐五代の中国俗語もみられ朝鮮高麗王朝の麗版大藏経の蔵外補版として開版し、古く朝鮮半島内で伝えられてきた異体字の可能性があるといる。ただ石和田が述べるように五百年以上の隔たりをもつ点で根拠としては弱い。七世紀初頭の中国の石碑にも確認できるので、その隔たりは少し埋まる。六世紀の事例は未確認であるが、年代的には近い。「日」と「日」の字形は似ており、その上に「八月」の銘字がくるため、「日」との区別を意識して記したと考えられる。

⑦ 「十」「+」（記号・符号）「丁」「下」「禾」と読まれる。「十」と読む見解が多いが、「計」の略字とする少数見解はある。銘字を熟視しても「十」に伴う画は未確認のため「丁」「下」「禾」とは考えられず「十」としか読めない。先に「・」印を銘文の区切りと考えたので、これを記号・符号とすることはできない。森幸一は「鏡銘に鏡を竟、桿を旱と偏字を省略しているので十を計の省偏字」とし、沖森卓也も「計」（ケ甲類）の略字とみている¹⁶。「十」だけでなく「計」も視野に入れて考える必要がある。

⑧ 「大」と読み、左文字とされるが、「六」と読む見解もある。一見すると「六」にも見えるが、河内春人は「現代の書き順と古代におけるそれは同一とは限らない」、「長野県の根塚遺跡から「大」字を刻んだ土器片が見つかっているが、これは「人」を先に書いてから横棒を引いている」とし、「土器や銅鏡の鋳型のような粘土にこの書き順によって「大」字を書くと、字の横棒と下部が分離することがある」と述べる¹⁷。横画によって上下が分断して見えるのは書き順が原因と考えられるので「大」の可能性が高い。

⑨・⑩ 「王」「壬」「三」と読まれるが、三つの横画が綺麗に並び、縦画は中央を貫通しているので「壬」「三」ではなく「王」の可能性が高い。⑩は③の「年」「旨」「與」「与」に加えて「侯」と読む見解がある。水野祐は③を「年」と読んだが、⑩については「一見同字の如くであるが、詳さに観察するとやや異つてゐる」とし、『朝陽字鑑精華』の「與」を取り上げ、その略字である「与」の左文字と判読した¹⁸。銘字をもとに③と⑩を比較したが、字形に差はほとんど認められない。ひとつの違いをあげると③は「日」の右側上方の縦画が「ㄥ」と接しない微妙な位置にあるが、⑩のものは明確に接している(第2図2)。しかし③とは明らかに同じ字形であるので、「年」と読むのが妥当である。

⑪ 一九三二年までは不明か「國」「卒」と読まれたが、一九三四年以降に「男」が定着した。他に「乎」「与」「予」とするなど異論は多い。銘字を熟視すると、上部は「▽」あるいは「マ」の下に小さな「ハ」が付き、下部は「丁」のように見え、その間に斜め方向



第4図 ⑪の関連文字

に細い棒状のものが伸びる。『漢魏六朝碑刻異体字典』の「乎」「乎」を参照したが、似た字形は確認できない。可能性が高いのは「予」である。石和田秀幸は原本系『玉篇』の原文を忠実に伝えたとされる『篆隸万象名義』を参照し(第4図2)、「子」の上に「夕」を載せた文字で「予」の異体字と考えた¹⁹。『玉篇』は梁の顧野王が大同九年(五四三)に述作した古字書で、六世紀以前の中国南朝の漢字を知るうえで重要とされるため隅田八幡鏡の文字として使われていた可能性は高いという。また⑪の上が「夕」というより「口」に近い点について英国図書館所蔵のスタイン将来の敦煌文献中のS388という整理番号をもつ「字様」を取り上げ、「豫」の上にある「阜」の字に注目し、「阜」には「豫」の音がないことから誤写で、「子」の上に「口」が付いた異体字の書き誤りと考えた。S388は唐代貞観以降の書写で、他にない異体字も多く含むことから唐以前の六朝に遡る可能性を指摘した。銘字を熟視すると「口」というより「▽」に近い(第4図1)。『隸書大字典』を参照すると、「マ」の部分で「▽」とするものが散見でき(第4図3・4)、隸書風の表記として異体字の一種と考えた方が妥当である。

⑫~⑭ ⑫は「弟」と読むことがほとんどで、「薨」とする少数見解もある。銘字を熟視すると「弟」であることは明白である。13は「王」と読むことに異論はない。⑭は「在」、⑮は「意」、⑯は「柴」、⑰は「沙」、⑱は「加」、⑲は「宮」、⑳は「時」と読み、「在意柴沙加

「宮時」とすることに異論はない。注視されるのは「沙」の「シ」を「し」とする書き方で、笠野毅のいう行書・草書的な要素である。²⁰また「時」については「寸」の点がなく、一か所のみ省略されている。これは単に入れ忘れたのではなく、たとえば絵画数を九画にするなど意図的におこなった可能性も考えておく。②①は「斯」、②②は「麻」、②③は「念」と読むことに異論はない。②④は「長」とするのがほとんどで、「彦」とする少数見解もある。明らかに「長」の字といえる。したがって「斯麻念長」とすることに異論はない。

(三) 後半部 (25)~(48) の検討

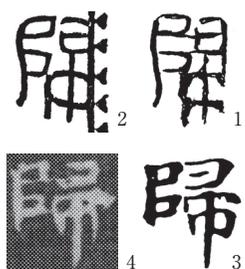
②⑤ 「奉」「泰」「寿」「彦」と読まれる。左文字のため「寿」に見えるが、銘字を熟視すると、「夬」の両方に展開する扱いは左右均等であるため「寿」「彦」とは考えにくい。『漢魏六朝碑刻異体字典』において「奉」と「泰」を比較すると、「丰」の縦画に対して二本の横画が水平に貫通するが、「夬」は四つの点は放射状に展開している。「丰」を熟視すると、横画は縦画により分断して見えるが、もとは一連で引かれたものとみられる。分断して見えるのは⑧の「大」と同じ原理で、横画のあと縦画を強く引いたからであろう。かりに「泰」の字を意図していたのであれば、紛らわしい「夬」と区別して記したと考えられるので、ここでは「奉」と読む。②⑥は「遣」と読み、左文字とするのが一般的で、「貴」とする少数見解もあるが、明らかに「遣」の字といえる。

②⑦ 「開」と読むのが多いが、「辟」「陽」「歸」とする少数見解も

ある。森幸一は熟視偏(字)は「阜」(俗にいうコザトヘン)で、『角川書道字典』、『篆楷字典』に載せる字体を根拠に「開」でもその異体字でもなく、「陽」の書体でその異体字と考えた。²¹注目されるのは「歸」の字体を検討した点で、『十體字範』、『角川書道字典』、『偏類碑別字』などによると、左偏部下の「止」をそのままか、この省画字を必ず付けるが、『篆楷字典』にはそれらはなく、上部を「自」と必ず記しているという。石和田秀幸は『偏類碑別字』の「歸」の事例と『漢魏南北朝墓誌』の隋・大業二年(六〇六)の拓本用例をあげ、

「篆書以前の歸に「止」はついていなかったものであり、省筆は「鏡」「同(銅)」など、この隅田鏡の銘文中にも見られるのだから、「歸」のような異体字があっても不思議ではない」とし、「歸」の減画略字の異体字に比定した。²²

銘字を熟視すると「目」と「帚」の組み合わせで(第5図1・2)、石和田が取り上げた『偏類碑別字』の事例をみても「歸」の異体字なのは明らかである。他に一例をあげると、齊の「伝醜伝聖頭姊妹造像記」「武平三年(五七二)」の事例は、左偏部上の「ノ」と下の「止」を省いた「目」と「帚」を組み合わせた字形である(第5図3)。加えて『漢魏六朝碑刻異体字典』にも似た字形が確認できる。北魏の「山徽墓誌」



第5図 ②⑦の関連文字

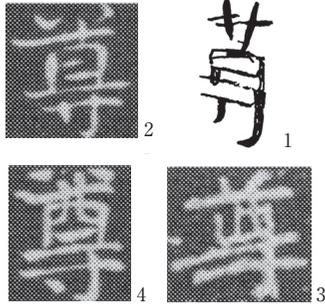
「永安二年(五二九)」(0678-021-08)の事例で、「自」の「ノ」の痕跡がわずかに認められるが、「止」は省略されており、まったく同じ字形である(第5図4)。ともに六世紀の事例

で、とくに後者は年代的に近いことから銘字を比定するうえで有用である。以上を踏まえると「開」と読まれ続けてきた銘字は「歸」と読むのが妥当である。

⑳ 「中」と読むことに異論はない。㉑は「費」と読み、左文字とみられるが、「弗」と「見」の二文字とする少数見解はある。銘字を熟視すると一文字は明らかであるので、「費」と考えるのが妥当である。㉒は「直」と読むのがほとんどで、「重」とする少数見解はある。㉓は「穢」、「人」と読み、「穢人」とすることに異論はない。なお「穢」については「濊」の誤字とする見解がある。㉔は「今」、「州」は「州」、㉕は「利」と読み、「今州利」とすることに異論はない。ただし「州」を「洲」の略字とする少数見解はある。

㉖・㉗ ㉖は「二」、㉗は「人」とすることに異論はない。

㉘ 「等」「尊」と読まれる。銘字を熟視すると、上部は「卅」あるいは「卅」で、その下に「日」の最下の画が左側にだけ突き出たもので、その下に右側の画が突き出ない「寸」が付属したように見える(第6図1)。まず『漢魏六朝碑刻異体字典』の「等」を参照すると、見た限りでは似ているが、中央を「日」のように記した事例はない。他に『隸書大字典』、『偏類碑別字』、『五體字類』において

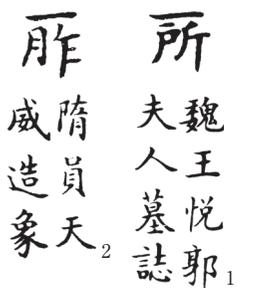


第6図 ㉘の関連文字

『漢魏六朝碑刻異体字典』の「等」を参照すると、見た限りでは似ているが、中央を「日」のように記した事例はない。他に『隸書大字典』、『偏類碑別字』、『五體字類』において

も同様なので「等」とは考えにくい。次に『漢魏六朝碑刻異体字典』の「尊」で、二本の横画が平行して同じような長さで統一された文字をあげると、北魏の「賈良造像記殘石」「正光三年(五二二)」「(0601-0-01-06) (第6図3)」、「元子正墓誌」「建義元年(五二八)」「(0601-0-10-22) (第6図4)の事例である。銘字を比較すると、最上部の「ハ」が欠如する点(「元子正墓誌」のみ)、「四」の部分が「日」となる点、下部の「寸」の縦画より右に突き出ない点(大きな違いである。他に類字として「員外散騎侍郎元挙墓誌」「武泰元年(五二八年)」「(031-0-20-16) (第6図2)の事例がある。最上部が「卅」ではない「い」のような点と「四」の部分を「日」に省略し、二本の平行する横棒の「寸」の方が少し短い特徴で、銘字とよく似ている。これらを踏まえると、基本は「卅」「日」「寸」の組み合わせで、「尊」の簡素化によることは明らかである。

㉙ 当初は「取」「所」と読まれたが、一九八九年以降は「所」とする見解が多い。森幸一は『偏類碑別字』の「所」をもとに異体字を二パターンあげ、「一」の下に「所」を配する文字の簡素化と考えた(第7図1)。銘字を熟視すると、全体を覆う「一」の下に左側が



第7図 ㉙・㉚の関連文字(1)

「冂」、右側が「寸」が接続した字形である(第8図1~4)。『漢魏六朝碑刻異体字典』の「取」を参照すると、「一」の下の左側に「月」を配し、右側は「く」の字が接しており、銘字に比べて



第8図 ③9・④6の関連文字(2)

「く」の箇所が異なる。「取」とは考えにくく、「所」の異体字に近い。石和田秀幸によると「取」と読まれてきたのは、中国出土の漢鏡銘文にある「之（銅）を取りて鏡を為（つ

く）る」の影響を考え、「取」に似ているので、「取」を誤刻したと述べた²⁵⁾。つまり文脈上の理解で、文字の厳密な分析にもとづくものではない。加えて『漢魏六朝碑刻異体字典』を参照すると、銘字に近い異体字はある。北魏の「元信墓誌」「建義元年（五二八）」（0624-07-08）（第8図5）の事例で、銘字とほぼ同じ構成である。また「薛懷俊妻皇甫豔墓誌」「天統四年（五六七）」（1085-2-07-08）（第8図6）の事例は「二」の間に点を施す。「李雲墓誌」「武平七年（五七六）」（1164-1-13-17）の事例は「日」で「丁」は「丁」に近い（第8図7）。これらは六世紀の事例であるので銘字と年代的に近い。以上ことから「所」の異体字とみるのが妥当である。

④0～④5 ④0は「白」、④1は「上」、④3は「二」、④4は「百」と読むことに異論はない。④2は「同」と読まれるが、「銅」の略字で金石文に特有の文字である。④5は前後の文脈から「早」と読まれるが、「昇」「卑」「畢」とする少数見解はある。「早」であれば銅の量を示す単位

で、「桿」「鐸」の略字とされる。しかし漢字の意から「桿」の方が適当で、先学の見解にもとづき「桿秤」（さおばかり）で計るところに由来する重量の単位か、あるいは銅地金の延棒の本数の単位とみられている²⁶⁾。銘字を熟視すると、上部は「日」で、下は「干」ではなく「千」のように見える。石和田秀幸は『正倉院宝物銘文集成』「勅書銅板」中の「莊嚴已早」をあげ、「已」との組み合わせから「莊嚴すること已に畢りぬ」と読み、『日本上代金石文字典』でも「畢」の異体字として採られていること、中国の簡牘史料に「畢」が「早」と見える字が若干見つかることから「畢」の異体字と考えた²⁷⁾。『漢魏六朝碑刻異体字典』の「畢」と「早」を参照すると、「畢」の方は上部にしっかりと「田」があり、その下に「平」のような字が付属するが、「田」を「日」とする事例はない。上部に注目すると、「畢」「卑」は「田」で、「早」は「日」である。両者を比較しても「早」の方が銘字に近い。「田」の縦画のない「日」とし、「平」の「一」を略字とすれば、「畢」とも読めるが、忠実に読み取ると、それは考えにくい。二本の縦画を引く「昇」についても『漢魏六朝碑刻異体字典』に類例はない。「日」の下に「千」ないしは「干」が付く字形と考えるのが自然である。

④6 「作」「所」と読むことが多いが、「取」とみる少数見解はある。「作」について『漢魏六朝碑刻異体字典』を参照しても同じ字形は確認できず、銘文の文脈から「作」に比定されている。「所」について森幸一は『偏類碑別字』にある別の異体字として「隋、員天威造象」の事例をあげ（第7図1）、それを簡素化したものと考えた。③9と

「同じ書体を用いていないのは異なった意味がある」と述べるが、文
体から推考すると「作」を意味するため「作」の誤字(刻)と考えた。²⁸⁾
銘字を熟視すると全体を覆う「一」の画があり、その下の左側に「月」、
右側に「亅」のような字形である(第8図2)。²⁹⁾と比較すると「一」
は同じで、その下の「月」は「冂」である。「亅」についても²⁹⁾は
「冂」を意識していたのか、しっかりとした「亅」の字形であるが、
④6は崩れたような「亅」といえる。

そこで『漢魏六朝碑刻異体字典』を参照すると、「李雲墓誌」(武平
七年(五七六))の事例は「冂」であるが、全体的な雰囲気はよく似
ている(第8図7)。「月」としている事例には北魏の「静度造像記」
[普泰二年(五三二)](0702-03-06)がある(第8図8)。西魏の
「朱龍妻任氏墓誌」[大統十五年(五四九)](1390-01-09)の事例
は先の「隋・貝天威造象」と同じ字形である(第8図9)。なお「月」
と「亅」が接する事例として「静度造像記」(702-03-06)[普泰二
年(五三二)]の事例がある(第8図10)。他に右側を「亅」とするも
のに『高麗大藏經異体字典』の「大般若波羅蜜多經」(第8図11)「統
高僧伝」(第8図12)の事例がある。これらも踏まると、²⁹⁾と⁴⁶⁾は
「所」であることは明白である。同じ字にもかかわらず、字形がわず
かに異なるのは銘字上で別の意味合いが付されていた可能性を考えて
おきたい。

最後に「取」と読む見解である。石和田秀幸は「ケ」と見えた部
分の右側に、鏡の表面の傷のようでもあるが、「父」の最終画の払い
の末尾部分がかすかに残っているような線がある」とし、「ケ」と思

えた字は「父」と言うことになる。「隅田八幡鏡の四十八文字には一
点一画が省略されている字が多く見られる」とし、「時」の「寸」の
点と「竟(鏡)」の「日」をあげ、「ケ」のように見えても「父」の場
合も想定し、「又」が「父」に替わった異体字も多い」として「取」
の「又」が「父」に変わった異体字と考えた。²⁹⁾銘字に残るかすかな線
を熟視すると、「父」の払いが文字の中心側から内区に向かって伸び
ず、鋸歯文の二等辺三角形の先端が突き出て見える。製作時に鋸歯文
を施したあと銘帯を区画する圏線より深く彫り込んだことで銘帯側に
まで及んだ可能性が高い。他に¹⁶⁾・¹⁷⁾間に二か所、²¹⁾・²²⁾間に一か所、
⁴⁸⁾・¹⁾間に一か所において同じ痕跡が認められるので、「父」ではな
く「亅」で考えるべきである。なお『角川書道字典』を参照しても近
い字形は見あたらず、「取」と読むのは難しい。

他の「所」とする根拠として「亅」を¹⁷⁾の「沙」における草書・行
書の影響とみる視点から考える。『草字編簡編』の「所」を参照する
と、「文天祥」(第8図13)、「陸游」(第8図14)の事例は「亅」の縦
画が直線的で「し」が丸みを帯びるなど書き方が⁴⁶⁾と似ている。「所」
とみるが、草書・行書風の「亅」であるので、誤記として別字をあて
る必要もなくなる。なぜ同字にもかかわらず表現が異なるのは、意図
的に使い分けた可能性が考えられるが、この点に関しては、のちほど
検討する。

⁴⁷⁾・⁴⁸⁾ 「此」と読むことに異論はない。⁴⁸⁾は「竟」と読み、「鏡」
の略字とすることに異論はない。

三 銘字の特定と読み下し文の検討

(一) 銘字の特定

ここまでの銘字分析を踏まえたうえで読み取れた文字を正確に示すと、以下のようになる。

癸未年八月曰十大王年予弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣歸中費直穢人今州利二人尊所白上同二百旱所此竟・

まず銘文をいくつかのまとまりでとらえてみる。「矣」を「𠄎」の略画字と「天」との組み合わせの「癸」であり、「未年」との関係と異論のない「八月」から「癸未年八月」と読む。「大」と「王」の組み合わせから「大王」、「曰十」を音仮借による二文字の人名とみれば「曰十大王」の「年」となる。異論の少ない「弟王」、「在意柴沙加宮時」をまとまりととらえ、「弟王」の上は「予」とみるので「予」の「弟王」となる。「斯麻」は二文字の人名、「念長奉」の「長奉」については篠川賢が指摘するように稲荷山古墳出土鉄剣銘の「世々」の「奉事」と通ずる表現とする見解を重視し、「念長奉」と考える。「遣歸中費直穢人今州利」については「遣」と「歸中費直」「穢人」「今州利」に分けられる。「歸中費直」「今州利」は諸説あるが、称号・尊称あるいはカバネを含む人名か、四文字の人名とみられる。「穢」を朝鮮半島の地域名とみれば「穢」の「人」ととらえられるので、出自を含む「穢人」は「今州利」との親和性が高い。そのあとの「二人」は「歸中費直」と「今州利」を指し、付属する敬称の「尊」と読めば「二人尊」と考えられる。

問題となるのは末尾一〇文字である。③と④はともに「所」と判読できるので、「所白上同二百旱」と「所此竟」がまとまりになる。前者は「旱」を材料である銅の単位などとして「桿」の略字とすれば「同（銅）」と「二百旱」は一連の用語で、「所白上」の組み合わせが残る。「所白」として「上」を動詞と読むか、「所」と「白上」に分けて「白上」を同（銅）にかかる修飾語とするかである。前者であれば「所白」は「白す所」、後者であれば「白上同を所て」と読み下すことになる。後者に関連して笠野毅は③の所を将（もちいる、もつ、もつていく）、④の所を作（人為を加える、つくる）の仮借と考え、③を取・用と積して取の誤字、④を作と積して作の誤字とする説は字形上成立しないと述べた。³¹ 坂元義種は『漢字語源辞典』から「作」・「創」・「將」などと同じ単語家族に属する文字で、音が通じそれによって意味も通じるとし、③を「將」として「以」（もつて）の意、④を「作」の意に定められると述べた。³² ただし「所此竟（鏡）」については「此竟（鏡）」と「所」の関係では意味がとりにくいところもあるため、山尾幸久が指摘したように「所」のあとの「作」の脱字とみることもできる。³³ いずれにしても笠野・坂元の見解は二つの「所」を誤字とせず、銘文をそのまま読む後者の見解に有利に働く。

ここまでの見解と従来の一般的な見解を踏まえ、略字を正字とし句点を設けると以下のようになる。

癸未年八月、曰十大王年、予弟王在意柴沙加宮時、斯麻念長奉、遣歸中費直、穢人今州利二人尊、所白上銅二百旱所此鏡・

これは「二人尊」までが「遣」にかかる区切り方である。まとまり

でとらえると、五・五・一〇・五・五・八（五十三）・一〇となる。

五文字は五か所、一〇文字は二か所で、その端数として八文字という構成である。一〇文字を取り上げると、最初の「予々時」は四文字の宮名を含み、次の「所々鏡」は「二百」の数字を挟むものの五文字を意識した構成となる。八文字に關しても「二人尊」を端数とみれば「穢人今州利」は五文字である。つまり一か所に三文字を含むものの全体としては五文字ベースで、宮名・数字を含む箇所については五・五の数を意識した構成となっている。

この構成で理解すると、読み下し文は大きく二パターンが想定できる。まず「斯麻」が銘文の主語で、最初の「所」を「もって」、次の「所」を「つくる」と理解すれば、斯麻が大王に対して長奉を念じ二人の尊を使わして二百早の銅をもって此の鏡をつくるという、鏡の由来が語られた内容となる。次に「所白」と読めば「斯麻」が「白す所」となり、そのあと「同二百早を上り、此の鏡を所す」と読むことになる。

次に五文字のまとまりを意識して「今州利」と「二人尊」の間で区切ると、以下のようになる。

癸未年八月、日十大王年、子弟王在意柴沙加宮時、斯麻念長奉、遣歸中費直、穢人今州利、二人尊所白上銅二百早、所此鏡・

それから山尾幸久の見解を踏まえ、「所」と「此」との間に「作」の字が入ることを想定し³⁴、加えて稲荷山古墳鉄剣と江田船山古墳大刀の銘文は最後に「也」の字が配されるので³⁵、これらを踏まえ銘文を考へ直すと以下のようになる。

癸未年八月、日十大王年、子弟王在意柴沙加宮時、斯麻念長奉、

遣歸中費直、穢人今州利、二人尊所白上銅二百早、所**作**此鏡也

注目されるのは五文字単位になる点で、具体的に五・五・一〇・五・五・一〇（五十五）・五（三十二？）となる。とすれば本来の銘文は五・一〇文字単位で、全体としては五〇文字を意識していたが、製作上の理由・事情により最後が三文字になったのかもしれない。四八文字の可能性としては銘文を順に配列していった関係で文字が入らない偶発的な理由か、意図的に四八文字としたのか、いずれかの可能性が考えられる。推測の域は出ないが、脱字を想定すると「此の鏡を**作**る所なり」と読むことになる。

かりに文尾を意図的に三文字にしたとすると、なぜ「所此鏡」としたのか。③⑨と④⑩は同じ「所」であるが、微妙に字形は異なる。実際に銘文を施すにあたり二つの文字を抜くこととなり、同じ字でも意味が通じるように意図的に異なる字形にした可能性はないだろうか。推測の域は出ないが、最後が三文字になっているのは現在のところ以上のような理由を想定しておきたい。

（二）銘文の文脈

銘文の文脈を考えると、「癸々月」は年のあとの月で年・月、「日々年」は年、「予々時」は時としてるので、前半は月・年・時を使い分けた表記がなされている。「癸未年八月」については朝鮮半島の石碑・石刻の事例が参考になる。高句麗の「籠吾里山城磨崖石刻」の「乙亥八年」（五五五年か）、百濟の「武寧王妃誌石」の「丙午年十

二月（五二九年）、新羅の「明活山城碑」の「辛未年十一月」（五五
一）、同じ「癸未年」として日を含むものの「浦項冷水里碑」の「癸
未年九月廿五日」（五〇三年）などがあり、これらとの関連性が指摘
できる。次の「曰十大王年」と「癸未年」は同じ年と考えられるので、
癸未年＝曰十大王の年で、その年の八月と解釈できる。そして「予弟
王」については「弟王」の用字から文字通り「弟」の「王」ととらえ、
「予」を自身（私）とみると、「私の弟王」が「意柴沙加宮に在る
時」と読める。銘文の主語は一貫して「斯麻」と考えられるので、
「予」（私）は「斯麻」になる。

また「曰十大王」について「曰十」は「癸未年八月」時点での大王
名になるが、銘文の主語を私＝斯麻とすると、斯麻自身は大王ではな
い。「曰十大王」は斯麻の「弟王」その人になるか、斯麻と弟王と無
関係の別人が想定される。前者であれば「弟王」のいる「意柴沙加
宮」は大王宮を指し、後者であれば「意柴沙加宮」は必ずしも大王宮
にならない。ただし斯麻が大王への長奉を目的として二人を遣わし、
此の鏡を所すという主旨から弟王が意柴沙加宮にいる時と時間を限定
するフレーズは意味をなさなくなるので、斯麻の弟王は曰十大王で
あった可能性が高い。大王と弟王を同一人物と考えるのは高口啓三と
石和田秀幸⁽²⁷⁾がいる。

つまり銘文の主語は一貫して斯麻である。それは弟王のことを予
（私）の弟王と読み、大王である曰十王と兄弟にもかかわらず、斯麻
に王を付さないことがそれを裏付けている。兄の斯麻は弟の曰十王へ
の長奉を念じて二人を遣わしたとあり、それを記念して作られた鏡で

あることが読み取れる。また癸未年と曰十大王の年を同じとみれば、
斯麻が仕えたのは曰十が大王に即位したことが契機となるのかもしれ
ない。とすれば意柴沙加宮は曰十の大王宮であった可能性が高い。し
かし、かりに斯麻は弟王の即位とともに長奉のために二人の尊を遣わ
し、二人が銅の材料でもって鏡を作ったとすると、予（私）とある銘
文の主語は途中で変わってしまう。「所白」として「二人尊の白す
所」と読む場合においても同様である。

したがって鏡製作の発案者は斯麻で、二人の尊を遣わすこと自体が
大王に忠誠を誓う行為ととらえられる。詳細は割愛するが、これを人
制のなかで位置づけると理解しやすい⁽³⁸⁾。大王の即位にあたり二人の尊
の派遣が斯麻の長奉であり、そのことを記念して鏡を作ったとすれば
製作者は斯麻である。繰り返すが、二人の尊は鏡作りに関与せず、斯
麻は銘文の主人公とともに鏡の製作者となる。まとめると銘文の主語
は「予」（私）とあること、斯麻に敬称がないことから一貫して斯麻
で、文脈から二人の尊を派遣したのも斯麻本人である。大王の兄王で
あるので実際に鏡を製作したわけではないと思うが、銘文の作成に関
与したのは斯麻で間違いなさだろう。

(三) 読み下し文の検討

ここまで銘字をそのまま読むことを前提に論を進めてきたが、誤字
を想定しなくても読み取れることが分かる。むしろ銘字は忠実に記さ
れていた可能性が高い。これらを踏まえて読み下し文を提示するが、
区切り方により都合七つのパターンを考えた。

(一)は先字の見解を重視し、二つの「所」を仮借として読んだ場合が以下である。

(一) 癸未年八月、曰十大王の年、子の弟王が意柴沙加宮に在す時、斯麻は長奉を念じて歸中費直、穢人今州利二人の尊を遣はし、白上の銅二百早を所て、此の鏡を所す。

(一)を踏まえ、最後の「所此鏡」に「作」と「也」を入れた場合が以下である。

(二) 癸未年八月、曰十大王の年、子の弟王が意柴沙加宮に在す時、斯麻は長奉を念じて歸中費直、穢人今州利二人の尊を遣はし、白上の銅二百早を所て、此の鏡を作る所なり。

ともに斯麻を主語としたもので、(二)は五文字単位を意識し全体を五〇文字とした最初の銘文ともみられる。鏡の製作時に文字を記すとき何らかの理由・事情により二文字を抜くこととなり、それでも意味が通じるようにしたとすれば(二)↓(一)の変遷が考えられる。いずれにしても文意としては、斯麻が自身の弟王で大王である曰十に対して忠誠を誓うために二人の尊を遣わし、それを記念して鏡が作られたというシンプルな内容になる。

次に(三)と(四)は「所白」を「白す所」、「上」を動詞とし、「今州利」のあとで区切った場合である。(一)を踏まえたパターンが以下である。

(三) 癸未年八月、曰十大王の年、子の弟王が意柴沙加宮に在る時、斯麻は長奉を念じ、歸中費直、穢人今州利を遣はし、二人の尊の白す所は銅二百早を上り、此の鏡を所す。

(二)を踏まえたパターンが以下である。

(四) 癸未年八月、曰十大王の年、子の弟王が意柴沙加宮に在る時、斯麻は長奉を念じ、歸中費直、穢人今州利を遣はし、二人の尊の白す所は銅二百早を上り、此の鏡を作る所なり。

(三)と(四)は石和田秀幸の「所白」で区切る見解をもとにしているが、二人の尊に主語が変わる難点がある。その点に関して篠川賢は二〇一〇年論文で「白」以下の文章の主語を「二人等」とするのも不自然である。銘文の主語は(中略)一貫して斯麻とみるべき」で、実際に「此竟」は、当然、隅田鏡を指す」と述べる³⁹⁾。やはり斯麻が主体となる銘文において途中から二人の尊に主語が変わるのは文脈上無理があるだろう。

その別案が(五)と(六)である。「所白」を「白す所」、「上」を動詞とし「二人尊」を「今州利」につなげて読む場合である。(一)を踏まえたパターンが以下である。

(五) 癸未年八月、曰十大王の年、子の弟王が意柴沙加宮に在る時、斯麻は長奉を念じ、歸中費直、穢人今州利二人の尊を遣はして、白す所にして、銅二百早を上り、此の鏡を所らしむ。

山尾幸久は一九八三論文において「もし「白上同二百桿を取りて此の鏡を作る」ならば、その主格は「斯麻」が「遣」わした「二人」となり、「斯麻」以下もこの「二人」がそう呼んだことになりかねない。しかし、派遣された者を主格とする銘文というのは何ととってもまことに不自然な訓読である」とし、「斯麻、長く奉へんと念ひ、(中略)二人の尊を遣はして白す所にして、銅二百桿を上りて此の鏡を所(作)らしむ」と読む⁴⁰⁾。この見解をもとにした読み下し文である。

次に(二)を踏まえたパターンが以下である。

(六)癸未年八月、曰十大王の年、予の弟王が意柴沙加宮に在る時、斯

麻は長奉を念じ、歸中費直、穢人今州利二人の尊を遣はすを白す所なり。銅二百旱を上り、此の鏡を作る所なり。

山尾幸久は一八九九年論文で「斯麻、長く奉えんと念い、(中略)

二人の尊を遣わし、白す所なり。同(銅)二百桿を上(すす)め、此の竟(鏡)を(作る)所なり」と読み、これを参考とした読み下しである。⁽⁴¹⁾これに対して篠川賢は「白」で区切るのは不自然である」と述べたが、それを踏まえたパターンが以下のようになる。

(七)癸未年八月、曰十大王の年、予の弟王が意柴沙加宮に在る時、斯

麻は長奉を念じ、歸中費直、穢人今州利二人の尊を遣はして、白す所は、銅二百旱を上り、此の鏡を所す／作る所なり。

篠川賢は「斯麻、長く奉えんと念い、□中費直・穢人今州利二人の尊を遣わして白す所は、同二百旱(桿)を上り、此の竟(鏡)を作る」というように読むのであれば、それは可能である」と述べた。⁽⁴³⁾この見解を踏まえた読み下し文となっている。

三つを整理すると、(五)は斯麻が自身の弟王で大王である曰十に対して二人の尊を派遣し、そのうえで忠誠を誓った大王に対して銅の材料を用意し鏡を誰かに作らせたことを報告した文意である。それに対して(七)は(六)と同じ内容であるが、斯麻自らが鏡を作ったような文意となる。(六)は斯麻が二人の尊を遣わしたことを大王に報告し、それを記念して材料を用意し鏡を作ったという文意になる。主語が途中で二人の尊に変わる(三)と四より、一貫して斯麻を主語とする(五)・(七)の方が理解

しやすい。ただし(五)と(七)は大王に対して鏡製作の経緯を報告し、(六)は二人の尊の派遣を報告したニュアンスになっている。

まとめると、銘文の主語を斯麻とする(一)・(二)と(五)・(七)の五つのパターンを提示した。鏡は誰から誰への献上あるいは下賜なのか、このあたりが争点となるが、ここまでの見解にもとづくと、二人の尊から大王への献上、大王から斯麻あるいは二人の尊への下賜とは考えにくい。大王からの下賜を想定するならば、鏡文様の不完全さや一般的な鏡より重いことの理由を説明する必要がある。とすれば斯麻から大王への献上、あるいは斯麻から二人の尊への下賜あたりが想定できる。しかし大王への献上を考えると、なぜ鏡が和歌山県橋本市に伝えられたのか、不完全な品の献上に問題がなかったのかも含めて考える必要がある。これらの課題については鏡自体の考古学的な検討をおこなううえで判断していきたい。

おわりに

本稿では研究史の整理をおこない、四八文字の銘字分析を中心に判読を試みた。これまで誤字を前提として読まれる傾向にあった一部の銘字に対して先学の見解を踏まえて異体字を再検討し、行書・草書を含めた字形と比較したことで、「癸」、「曰」、「予」、「尊」、「歸」の読み方と銘文の文頭・文尾の問題などについて私見を提示し、二つの「所」の解釈についても新知見を提示した。また銘文全体は五文字単位を意識したもので、本来五〇文字の構成であったものが製作過程で

「作」「也」の脱字が生じた可能性を考えた。読み下し文については二つの「所」を仮借とする見解、「所白」とする読み方で大きく二パターンを考えたが、「予」（私）と「此竟（鏡）」を重視し、銘文の主語が一貫して斯麻の点は同じである。本稿では銘字の分析と読み下し文を中心に検討したため、別稿では鏡自体の考古学的見地を踏まえ、癸未年の暦年代比定、銘文に登場する日十・斯麻・歸中費直・今州利の人物の特定とその関係性、鏡製作の経緯と下賜・献上品の問題、国内・百済産かの議論も含めて考えていきたい。

〔注〕

- (1) 1 高橋健自「在銘最古日本鏡」『考古学雑誌』第五卷第二号、考古学会、一九一四年。2 山田孝雄「隅田八幡宮蔵古鏡につきて」『考古学雑誌』第五卷第五号、考古学会、一九一五年。3 富岡謙蔵「支那古鏡図説」『国華』第二七編第七・八冊、第一・一二冊、国華社、一九一七年（のちに『古鏡の研究』丸善、一九二〇年所収）。4 後藤守一「第二編 文献」『日本考古学大系 漢式鏡』雄山閣、一九二六年。5 東京帝室博物館「四、国宝 人物画像鏡」『帝室博物館図録』第一輯、東京帝室博物館、一九二六年。6 香取秀眞「日本金工史」雄山閣、一九三二年。7 福山敏男「江田発掘大刀及び隅田八幡神社鏡の製作年代について―日本最古の金石文―」『考古学雑誌』第二四卷第一号、考古学会、一九三四年。8 後藤守一「図版第七 三人物画像鏡 其四二 国宝 癸未年銘人物画像鏡」『古鏡聚英 上篇（秦鏡と漢六朝鏡）』大塚巧芸社、一九四二年。9 井本進「隅田八幡宮画像鏡銘の解説」『日本歴史』第二六号、実業教科書、一九五〇年。10 西田長男「日本上代史の基準（上）」『大倉山論集』第二輯、大倉精神文化研究所、一九五三年（のちに「第一章 古事記・日本書紀の歴史的信憑性 第二節 隅田八幡神社の画像鏡の銘文」『日

本古典の史的研究』理想社、一九五六年所収）。11 水野祐「隅田八幡神社所蔵鏡銘文の一解釈」『古代』第一三三号、早稲田大学考古学会、一九五四年（のちに上田正昭編『論集 日本文化の起源二』、日本史』平凡社、一九七一年所収）。12 福山敏男「隅田八幡鏡銘解説」『書道全集 第九卷 日本一大和、奈良』平凡社、一九五四年。13 藪田嘉一郎「隅田八幡神社蔵画像鏡銘文考」『史迹と美術』第二五輯ノ二（第二五〇号）、史迹美術同友会、一九五五年。14 榎本杜人「古墳時代の金石文」『日本考古学講座五 古墳文化』河出書房、一九五五年。15 保坂三郎「図版積文及び解説 人物画像鏡銘（二）」『定本 書道全集 八 飛鳥、白鳳、奈良時代』河出書房、一九五六年。16 保坂三郎「隅田八幡神社人物画像鏡銘」『書道名品大系 第一二』書芸文化院、一九五六年。17 井上光貞「帝紀からみた葛城氏」『古事記大成 四 歴史考古篇』平凡社、一九五六年（のちに『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年、所収）。18 保坂三郎「図版解説 一四 人物画像鏡」『古鏡』東京創元社、一九五七年。19 神田秀夫「古事記に於ける仁徳グループと継体グループ」『紀要』第一号、共立女子大学短期大学部、一九五七年（のちに「II 仁徳グループと継体グループ 六 継体グループが遺した筆録の痕跡」『古事記の構造』明治書院、一九五九年五月所収）。20 森幸一「隅田八幡宮所蔵画像鏡製作年代考」『専修大学論集』第一七号、専修大学学芸、一九五八年。21 宮田俊彦「癸未年・男弟王・意柴沙加宮―隅田八幡神社所蔵人物画像鏡銘文考―」『日本上古史研究』第二卷第六号、日本上古史研究会、一九五八年六月。22 椿實「論文評 宮田俊彦氏「癸未年・男弟王・意柴沙加宮」―とくに「念長寿」について―」『日本上古史研究』第二卷第一号、日本上古史研究会、一九五八年。23 北条文彦「隅田八幡神社所蔵人物画像鏡銘文考―癸未年八月日下大王の読み方―」『駒沢史学』第八号、駒沢大学史学会、一九六〇年。24 保坂三郎「隅田八幡神社の人物画像鏡の銘文」『歴史教育』第一〇卷第五号、日本書院、一九六二年。25 今井啓一「開中費直考―隅田鏡銘に見える―」『日本歴史』第一七五号、吉川弘文館、

- 一九六二年。26乙益重隆「隅田八幡社画像鏡銘文の一解釈」『考古学研究』第一巻第四号、考古学研究会、一九六五年。27小林行雄「六倭の五王と鏡―五世紀には鏡はどう変化したか―」『古鏡』学生社、一九六五年。28古江亮仁「隅田八幡宮所蔵画像鏡銘文私考」『日本歴史考古学論叢』吉川弘文館、一九六六年。29保坂三郎・西村強三「14 15 人物画像鏡」『原色版国宝―上古・飛鳥・奈良Ⅰ』毎日新聞社、一九六八年。30山尾幸久「隅田八幡鏡銘による継体天皇即位事情の考察」『日本史学』創刊号、日本史学会、日本史学会、一九六八年。31福山敏男「江田古墳発掘大刀と隅田八幡神社所蔵鏡の銘文」『日本建築史研究』墨水書房、一九六八年。32駒井和愛「隅田八幡画像鏡の年代とその銘文」『古代』第五三三号、早稲田大学考古学会、一九七〇年。33駒井和愛「隅田八幡蔵画像鏡考」『東方学』第四〇輯、東方学会、一九七〇年。34山尾幸久「古墳時代の金石文」『日本史研究』第一三〇号、日本史研究会、一九七三年。35古田武彦「Ⅱ二つの金石文―人物画像鏡と船山古墳大刀―」『失われた九州王朝―天皇家以前の古代史―』朝日新聞社、一九七三年。36大館勇吉「隅田八幡宮鏡銘考」『歴史研究』一六七、戎光祥出版、一九七四年。37飯島春敬「隅田八幡人物画像鏡銘」『書道辞典』東京堂出版、一九七五年。38川口勝康「隅田八幡人物画像鏡銘―書の日本史第一巻〇飛鳥／奈良―』平凡社、一九七五年。39福山敏男「金石文」『日本古代文化の探究・文字』社会思想社、一九七五年。40三木太郎「銘文にみる漢字の使われ方」『歴史読本』一九七七年九月号、新人物往来社、一九七七年。41古江亮仁「隅田八幡鏡を解説する」『中央公論 歴史と人物』一九七七年二月号、中央公論社、一九七七年。42坂元義種「第一章 考古学の視点から 文字のある考古史料の諸問題 隅田八幡神社の人物画像鏡―とくに銘字を中心として―」『ゼミール 日本古代史 下 倭の五王を中心に』光文社、一九八〇年。43森幸一「隅田八幡神社所蔵人物画像鏡判読新考―「開中費直」より「陽中費直」へ―」『専修史学』第一二号、専修大学歴史学会、一九八〇年。44山尾幸久「七章 倭王権による近畿周辺の統合 二節 隅田八幡鏡の銘文」『日本古代王権形成史論』岩波書店、一九八三年。45岡本正太郎「半年暦と『記・紀』の記述による絶対年代(三)―「継体天皇と隅田八幡神鏡銘文」(上)―」『古代文化を考える』第一三三号、東アジアの古代文化を考える会 同人誌分科会、一九八五年。46馬淵和夫「隅田八幡宮蔵古鏡の銘文について―付、「日下」と「日本」―」『汲古』第二二二号、汲古書院、一九八七年。47和田萃「継体新王朝の成立 画像鏡の銘文をよむ」『大系 日本の歴史 二 古墳の時代』小学館、一九八八年。48山尾幸久「三章 金石文・中国史料が語る日朝関係 四節 隅田八幡画像鏡銘が語る日朝関係」『古代の日朝関係』塙書房、一九八九年。49福宿孝夫「隅田八幡人物画像鏡銘の新解釈」『宮崎大学教育学部紀要』六六、宮崎大学教育学部、一九八九年。50笠野毅「隅田八幡宮人物画像鏡の銘文」『月刊考古学ジャーナル』三二八号、ニユーサイエンス社、一九九一年。51坂元義種「三 隅田八幡社人物画像鏡」『古代日本金石文の謎』学生社、一九九一年。52山尾幸久「四 継体天皇―その出自と背後の氏族―」『古代天皇の謎』学生社、一九九三年。53坂元義種「隅田八幡社人物画像鏡の謎 銘文作成に関与したのは誰か」『歴史読本』第四一巻七号（通巻六六三三号）、新人物往来社、一九九六年。54坂元義種「隅田八幡社人物画像鏡の銘字について」『東アジアの古代文化』第八七号、大和書房、一九九六年。55高口啓三「隅田八幡人物画像鏡銘文の解釈」『古代学研究』第一三五号、古代学研究、一九九六年。56石和田秀幸「隅田八幡社人物画像鏡における「開中」字考」『同志社国文学』第四五号、同志社大学国文学会、一九九六年。57永井津記夫「隅田八幡人物画像鏡と継体天皇」『季刊邪馬台国』第六九号、梓書院、一九九九年。58沖森卓也「第一章 日本語表記の創造 第一節 日本語表記の黎明」『日本古代の表記と文体』吉川弘文館、二〇〇〇年。59石和田秀幸「隅田八幡社鏡銘文「開中」字の再検討―「耳中部」木簡出土の意義―」『千葉史学』第三六号、千葉歴史学会、二〇〇〇年。60久保田穰「隅田八幡神社の画像鏡について」『季刊古代史の海』

- 第二〇号、季刊「古代史の海」の会、二〇〇〇年。61山口順久「隅田八幡画像鏡について」『季刊古代史の海』第二二号、「古代史の海」の会、二〇〇〇年。62石和田秀幸「上代表記史より見た隅田八幡神社人物画像鏡銘―「男弟王」と「斯麻」は誰か―」『同志社国文学』第五四号、同志社大学国文学会、二〇〇一年。63宝賀寿男「隅田八幡画像鏡の銘文についての一試論」『季刊古代史の海』第三〇号、「古代史の海」の会、二〇〇二年。64張八鉉「隅田八幡鏡の解釈に関する新しい試み」『東アジアの古代文化』第一一五号、大和書房、二〇〇三年。65鈴木靖民「継体の王位継承とその性格」『東アジアの古代文化』第一一七号、大和書房、二〇〇三年。66入谷宰平「日十大王について―隅田八幡画像鏡の銘文判読―」『東アジアの古代文化』第一一八号、大和書房、二〇〇四年。67和田萃「Ⅲ 二人のホド王 継体新王朝の歴史的背景」『継体天皇の時代 徹底討論 今城塚古墳』吉川弘文館、二〇〇八年。68石和田秀幸「隅田八幡神社人物画像鏡銘積読考―末尾十文字の新解釈―」『文化財学報 白石太一郎先生送別記念論集』第二七集、奈良大学文学部文化財学科、二〇〇九年。69篠川賢「隅田八幡宮人物画像鏡銘小考」『日本常民文化紀要』第二八輯、二〇一〇年。70加藤謙吉「文献史料から見た継体大王」『継体大王の時代 百舌鳥・古市古墳群の終焉と新時代の幕開け』大阪府立近つ飛鳥博物館、二〇一〇年。71中田興吉「付章一 隅田八幡宮所蔵癸未年銘鏡の考察」『倭政権の構造 王権篇』岩田書院、二〇一四年。72篠川賢「三隅田八幡宮所蔵人物画像鏡銘」『継体天皇』吉川弘文館、二〇一六年。73河内春人「隅田八幡人物画像鏡とオシサカ宮」『大美和』第一四一号、大神社社、二〇二二年。

- (2) 井上光貞・大野晋・岸俊男・斎藤忠・直木孝次郎・西嶋定生『シンボジウム鉄剣の謎と古代日本』新潮社、一九七九年。
- (3) 石和田前掲(1) 68文献。
- (4) 笠野前掲(1) 50文献。
- (5) 篠川前掲(1) 69文献。

- (6) 坂元前掲(1) 42文献。
- (7) 高田忠周『朝陽字鑑精萃』西東書房、一九二九年、高田忠周編『十體字範』名著刊行会、一九六五年、高野山大学編『篆隸万象名義』密教文化研究所、一九六六年、羅振玉原輯・北川博邦編『偏類碑別字』雄山閣、一九七五年、丘襄二『篆楷字典』国書刊行会、一九七六年、伏見冲敬編『角川書道字典』角川書店、一九七七年、太田辰夫編『唐宋俗字譜 祖堂集之部』汲古書院、一九八二年、伏見冲敬編『隸書大字典』角川書店、一九八九年、洪鈞陶編『啓功校訂「草字編 簡編」』文物出版社、一九八九年、李圭甲編『高麗大藏經異体字典』高麗大藏經研究所、二〇〇〇年、高田竹山監修『五體字類(改訂第三版)』西東書房、二〇〇一年、毛遠明『漢魏六朝碑刻異体字典』中華書局、二〇一四年。
- (8) 井本前掲(1) 9文献。
- (9) 古江前掲(1) 28文献。
- (10) 森前掲(1) 43文献。
- (11) 森前掲(1) 43文献。
- (12) 坂元前掲(1) 54文献。
- (13) 水野前掲(1) 11文献。
- (14) 石和田前掲(1) 62文献。
- (15) 森前掲(1) 43文献。
- (16) 冲森前掲(1) 58文献。
- (17) 河内前掲(1) 73文献。
- (18) 水野前掲(1) 11文献。
- (19) 石和田前掲(1) 62文献。
- (20) 笠野前掲(1) 50文献。
- (21) 森前掲(1) 43文献。
- (22) 石和田前掲(1) 59文献。
- (23) 淑徳大学書学文化センター『中国石刻拓本目録』二〇一六年。
- (24) 森前掲(1) 43文献。
- (25) 石和田前掲(1) 68文献。

- (26) 駒井前掲(1) 32文献、山尾前掲(1) 44文献。
 (27) 石和田前掲(1) 68文献。
 (28) 森前掲(1) 43文献。
 (29) 石和田前掲(1) 68文献。
 (30) 篠川前掲(1) 69文献。
 (31) 笠野前掲(1) 50文献。
 (32) 坂元前掲(1) 54文献。
 (33) 山尾前掲(1) 48文献。
 (34) 山尾前掲(1) 48文献。
 (35) 田中稔・狩野久「四銘文の釈読と解説」『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』埼玉県教育委員会、一九七九年。岸俊男・東野治之「稲荷山古墳鉄剣銘を中心とする字音仮名表―鉄剣銘の書と仮名の発音をめぐって―」『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年。東野治之「銘文」『江田船山古墳出土国宝銀象嵌銘大刀』吉川弘文館、一九九三年（のちに「江田船山古墳の大刀銘」『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年に所収）。
- (36) 橋本繁「資料編―古代朝鮮諸国の石碑・石刻」『古代日本と朝鮮の石碑文化』朝倉書店、二〇一八年。
 (37) 高口前掲(1) 55文献、石和田前掲(1) 62文献。
 (38) 吉村武彦「倭国と大和王権」『岩波講座 日本通史第二卷 古代一』岩波書店、一九九三年。吉村武彦「第一章 倭国王の誕生と大和王権」『古代天皇の誕生』角川書店、一九九八年。吉村武彦「人制」という官職的秩序」『ワカタケル大王とその時代―埼玉稲荷山古墳』山川出版社、二〇〇三年。
- (39) 篠川前掲(1) 69文献。
 (40) 山尾前掲(1) 44文献。
 (41) 山尾前掲(1) 48文献。
 (42) 篠川前掲(1) 69文献。
 (43) 篠川前掲(1) 69文献。

〔挿図・表出典〕

- 第1図 上図は笠野毅注(50) 文献の図1、下図は山尾幸久注(48) 文献の233頁の図をもとに作成。
 第2図 1、2は笠野毅注(50) 文献の図1、3は『漢魏六朝碑刻異体字典』の1212頁、4・5は『朝陽字鑑精萃』の273頁、6は『草字編簡編』の46頁より転載。
 第3図 1は笠野毅注(50) 文献の図1、2は山尾幸久注(48) 文献233頁の図、3、6は『唐宋俗字譜 祖堂集之部』の25頁より転載。
 第4図 1は笠野毅注(50) 文献の図1、2は『篆隸万象名義』の69頁、3・4は『隸書大字典』の25頁より転載。
 第5図 1は笠野毅注(50) 文献の図1、2は山尾幸久注(48) 文献233頁の図、3は『偏類碑別字』の116頁、4は『漢魏六朝碑刻異体字典』の1212頁より転載。
 第6図 1は笠野毅注(50) 文献の図1、『漢魏六朝碑刻異体字典』の266頁より転載。
 第7図 『偏類碑別字』の83頁より転載。
 第8図 1・2は笠野毅注(50) 文献の図1、3・4は山尾幸久注(48) 文献の233頁の図、5、10は『漢魏六朝碑刻異体字典』の858頁、11・12は『草字編簡編』の593頁より転載。
 第1表 注1文献をもとに作成。

〔付記〕

本研究は令和五年度JSPS科研費 課題番号JP21K20056、研究課題「縦体大王の歴史学的研究―新たな国家形成史論を視野に入れて―」の助成を受けたものです。

（ほり だいすけ 歴史文化学科）

二〇二三年十一月十五日受理